

地域営農効率化支援事業（南あわじ市事業）

策定した地域計画（農業用機械の共同利用、地域資源保全活動、担い手の経営力向上）における地域営農の効率化を実現させるため、地域計画又は目標地図に位置付けられた組織や経営体に対して農業用機械等の導入等について支援します。



地域計画策定地域
のみが対象となります。

【事業概要】

1. 対象区域

地域計画が策定された地域
（農業経営基盤強化促進法第19条第8項の規定により策定された計画）

2. 助成対象者

- （1）目標地図に位置付けられた規模拡大を計画している農業者組織
- （2）地域計画に位置付けられた農業支援サービス事業体
- （3）地域資源保全活動を実施する農業者組織等
- （4）認定農業者及び認定新規就農者

3. 助成内容

- （1）地域営農を効率化させる取組みに必要な農業用機械等への支援

区分	補助金額	補助率
農業者組織において共同利用するために導入する農業機械	上限200万円	1/3以内
土地利用型農業面積を拡大するために導入する農業機械	上限200万円	1/3以内
地域資源保全のために導入する機械等	上限100万円	1/2以内

- （2）地域計画に位置付けられた認定農業者等が経営力を強化する取組への支援

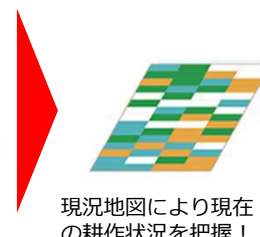
- ・農産物の販路拡大や生産・加工・販売の6次産業化に資する取組み
 - ・GGAPなど生産行程管理の整備等による高付加価値化や法人化による経営の安定化
- 補助金額及び補助率：20万円以内（10/10）

※ 対象区域で取組めるのは（1）の3つの区分の内いずれか一つとなっています。
また、前年度に当該事業の対象区域となった地域は翌年度において、当該事業の対象とはなりませんので注意して下さい。

地域で話し合い、地域計画を策定



徹底した話し合い



現況地図により現在の
耕作状況を把握！



将来の耕作者をイ
メージとして貼付け

地域営農を実現させるために必要な支援

地域計画で表作を
担うことになった
からトラクターを
導入したい！



地域計画で保土管理は地域営
農組織で取組む計画にした。
新しい草刈機の導入が必要だ。



安心ブランドや商標など
農産物の価値向上させる
取組みをしたい。
加工品にも挑戦したい。

